

全 員 協 議 会 記 録

平成 2 5 年 1 1 月 1 9 日 (火)

杉 並 区 議 会

目 次

杉並区区立施設再編整備計画（第一期）・第一次実施プラン（素案）について、 使用料等の見直し（素案）についての説明	3
---	---

全 員 協 議 会 記 録

日	時	平成25年11月19日(火)		午前11時 ~ 午前11時45分	
場	所	第3・4委員会室			
出席議員 (45名)		田中	ゆうたろう	横田	政直
		堀部	やすし	奥山	たえこ
		山田	耕平	市来	とも子
		松浦	芳子	佐々木	浩一
		新城	せつこ	けしば	誠一
		そね	文子	市橋	綾子
		木梨	もりよし	藤本	なおや
		岩田	いくま	大和田	伸
		富田	たく	金子	けんたろう
		山本	あけみ	山下	かずあき
		増田	裕一	山本	ひろこ
		中村	康弘	北	明範
		川原	宏之	今井	ひろし
		浅井	くにお	脇坂	たつや
		吉田	あい	大熊	昌巳
		原田	あきら	くすやま	美紀
		鈴木	信男	安河	あきら
	小川	宗次郎	津	あきら	
	大槻	城一	副議長	利恵子	
	大島	敏光	渡辺	富士雄	
	井口	かづ子	横山	えみ	
	大泉	時男	富本	卓	
	小泉	やすお	富藤	常男	
欠席議員	(な し)				
出席説明員	区 長	田中	良	副 区 長	松沼
	副 区 長	菊池	律	政策経営部長	牧島
	施設再編・ 整備担当部長	大竹	直樹	企画課長	白垣
	施設再編・ 整備担当課長	正田	智枝子	財政課長 事務取扱政策 経営部参事	森 雅之
総務部長	宇賀	神雅彦	総務課長	有坂	幹朗
広報課長	都筑	公嗣			
事務局職員	事務局長	与島	正彦	事務局次長	朝比奈
	議事係長	野澤	雅己	担当書記	小野

議長 これより全員協議会を開会いたします。

お諮りいたします。

傍聴人から撮影、録音の希望があった場合は、これを許可することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長 異議ないものと認めます。よって、申し出があった場合は許可することといたします。

《杉並区区立施設再編整備計画(第一期)・第一次実施プラン(素案)について、
使用料等の見直し(素案)について》

議長 本日の議題は、施設再編整備計画及び使用料等の見直しについてであります。

このほど区長から、これらの件について全議員に説明したい旨の申し出がありましたので、本日、全員協議会を開会することとしたものであります。

初めに、区長から挨拶があります。

区長 本日は、杉並区区立施設再編整備計画及び使用料等の見直しの説明のために全員協議会の開催をお願いいたしましたところ、ご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

施設再編整備計画及び使用料等の見直しにつきましては、去る9月12日、区議会第3回定例会の会期中の全員協議会においても素案の説明をさせていただき、その後、決算特別委員会での質疑や会派からのご要望を通して、さまざまなご意見をいただきました。こうしたご意見を踏まえまして、この間さらなる検討を加え、このたび修正素案をまとめさせていただきました。

なお、当初は11月初旬の公表、説明を予定しておりましたが、先日マスコミ報道がありましたとおり、この間、国との財産交換の協議が進行しており、去る11月13日に私が麻生財務大臣とお会いして最終合意に至ったため、公表、説明がこの時期にずれ込んだという経緯がございます。この場をおかりして、公表、説明が遅れましたことをおわび申し上げます。

修正素案の内容につきましては、この後、施設再編整備計画とあわせ、使用料等の見直しも含めて、所管の部課長から順次説明させていただきます。

以上、簡単ではございますが、冒頭のご挨拶にかえさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

議長 それでは、これより説明を聴取いたします。

政策経営部長 それでは、私からは、施設再編整備計画及び使用料等の見直しにつきまして、去る9月12日の全員協議会でご説明申し上げました中間のまとめと、また使用料等の見直しにつきましては11日にご配付をいたしました素案、施設再編整備計画につきましては14日にご配付いたしました素案との、それぞれ主な修正内容について概略の考え方をご説明させていただきまして、その後、施設再編・整備担当課長及び財政課長から順に詳細についてご説明を申し上げます。

説明に先立ちまして、本日席上にご配付いたしました資料の確認をお願いしたいと存じます。

初めに、施設再編整備に関連いたしましては、「杉並区区立施設再編整備計画（第一期）・第一次実施プラン（素案）の主な修正内容について」、これが2枚とじてあるものでございます。その次に「『区立施設再編計画』策定スケジュールについて」がございまして、その下に計画の素案の概要版をおつけしてございます。これにつきましては、既に14日にご配付させていただいたものですが、改めて概要版をおつけしてございます。

また、使用料等の見直しにつきましても同様に、「『使用料等の見直し（素案）』の主な修正内容について」、こちらが1枚です。その下に「『使用料等の見直し』のスケジュールについて」、そして3点目といたしまして、使用料等の見直し（素案）の概要版をおつけしてございます。

なお、本文につきましては、大変恐縮でございますが、事前にご配付いたしました資料を用いてご説明させていただきますので、ご了承いただきたいと思います。と存じます。

それでは初めに、施設再編整備計画の主な修正点についてご説明申し上げます。

修正いたしました第1でございますが、高齢化の急速な進行に伴い整備が求められております特別養護老人ホームや認知症グループホーム等の高齢者の施設を新たに計画の対象施設に加えたということでございます。この点につきましては、先般の議会でのご質疑、あるいは会派からも区民要望として大変大きなものがある特別養護老人ホームの整備を進めることを明記すべき、そういったご要望を頂戴していたところでございます。この特別養護老人ホーム等の高齢者の施設を新たに対象施設に加えたということが修正の第1点目でございます。

修正の第2に、国との連携による新たな取り組みというのを実施プランに追記をしたということでございます。この点につきましては、ただいま区長のほうから、あんさんぶる荻窪と荻窪税務署及び隣接する国家公務員宿舎跡地を対象とした財産交換が国との間で合意に達したということをご説明申し上げましたが、このことはまさに施設再編の

1つの重要な取り組みということになりますので、直ちに第一次実施プランに盛り込んだというものでございます。

また、この財産交換に伴いまして、あんさんぶる荻窪内にある施設の移転並びに荻窪税務署等用地の活用につきまして、新たに考え方をお示ししてございます。あわせて、課題となっております旧若杉小学校跡地の本格活用につきましても、今後の方向性に言及をいたしました。

このほか、第一次実施プランに、施設種別ごとに具体的な取り組みのスケジュールを追加いたしまして、平成26年度から平成30年度にかけての取り組みのスケジュールを明らかにしております。

以上が施設再編整備計画の主な修正内容でございます。

次に、使用料等の見直しでございますが、この件につきましても、議会でのご議論あるいは会派の要望をいただいたところでございます。区といたしましては、そうしたご議論や要望を踏まえましてさらに検討を重ね、今回素案の修正を行ったところでございます。

それでは、主な修正点をご説明申し上げます。

修正の第1は、見直しに伴う利用者の負担を緩和するために、改定使用料に段階的な激変緩和措置を講じたことでございます。

修正の第2に、多くの区民に施設をご利用していただきまして利用機会の拡大を図るという観点から、使用実態を踏まえまして、施設の使用時間区分を一部見直しをしたという点でございます。

修正の第3に、一部の施設につきまして、施行日を変更してございます。

以上が使用料等の見直しの主な修正内容でございます。

私からの説明は以上とさせていただきます。続きまして、施設再編整備計画について、担当課長からご説明をさせていただきたいと存じます。

施設再編・整備担当課長 それでは、私のほうから、杉並区立施設再編整備計画の主な修正内容についてということで、本編を用いまして、ページ順にご説明をさせていただきたいと思っております。

まず、3ページをごらんください。第1章の「区立施設を取り巻く状況～今なぜ再編が必要なのか?～」というところでございますけれども、一番下のパラグラフのところ、施設の改築改修の経費について述べたところがございます。年度別に見ると、平成29年度から34年度の間ということで、費用の山になるといいますか、波が具体的にわかりやすいように若干修正を加えております。100億円を超える年度がこの間に多いとい

うことで、最高額としましては145億円の経費が必要になるということで記載をしております。

4ページでございます。こちらは、国立社会保障・人口問題研究所の将来推計を加えてございます。杉並区の総人口及び年齢別人口割合の推移ということで、グラフを加えまして、今後の人口推計、構造の変化をあらわしてございます。これに伴いまして、生産年齢人口の減少に伴い、区民税が減少していくこと等を述べております。そうしまして、施設再編整備の取り組みで生み出される財政効果については、区民福祉の向上と区民サービスの充実に有効に活用するということが明記してございます。

6ページ、7ページをごらんください。こちらは「第2章 計画の基本的な考え方」でございますけれども、基本方針に前回1から7でお示しをしておりましたけれども、今回(8)ということで、「国や東京都、他自治体等との連携」ということを加えてございます。それから、(7)の「緊急性の高い施設の優先整備」ということで、高齢化の進展を背景に、今後も確実に需要が増加する特別養護老人ホーム等について、優先的に整備を行うことを明記してございます。

1の基本方針にお戻りください。こちらは施設設置基準の見直しということでございますけれども、7地域の継承と46地区の基準の転換ということで、7地域の表記につきまして、区民の通勤、買い物など日常行動圏域として駅勢圏を中心にした地域ということで、わかりやすく表現を改めてございます。

それから、今後は地区の枠にとらわれず、施設の複合化、多機能化を進めるということも明記してございまして、施設の配置に当たりまして、高齢化の一層の進展を視野に入れ、施設間の巡回車両の導入の研究なども含め、区民の利便性の確保に配慮して配置を進めるということを加筆してございます。

それから、「(2) 複合化・多機能化等による効率化の推進」でございますけれども、生み出された果実の活用ということで、区民福祉の向上を図るため、その時々々の行政需要等を踏まえて有効に活用し、持続可能な行財政運営を推進するということが改めてございます。持続可能な行財政運営の推進ということも明記しているところでございます。

それから(4)の「児童館の再編と子育て支援事業の新たな展開」でございますけれども、児童館の課題といたしまして、限られた施設スペースの中で零歳から18歳までの児童のサービスの充実を図っていくことがもはや限界であるということも明記してございます。そうしまして、新制度に向けまして、学校や新たに設置する地域子育て支援拠点等で機能、サービスを段階的に継承し、充実を図ることといたしております。

それから、(5)の「ゆうゆう館の再編」でございますけれども、こちらは、再編に当

たって、身近な地域で高齢者が気軽に集まることのできるゆうゆう館の機能と役割をきちんと継承するということが記載をしております。

それから「(6) 地域コミュニティ施設の再編」でございますけれども、こちらは、地域コミュニティ施設を再編するに当たりまして、乳幼児親子を含む子どもから高齢者まで多世代が利用できる施設へと段階的に再編することといたしております。

それから、施設の配置に当たりましては、誰もが身近な地域で気軽に利用できるように配慮するとともに、地域団体等による世代間交流事業などを推進することを視野に、転用する施設の規模等に応じて整備を進めることといたしております。

次に、8ページをごらんください。対象とする区立施設のツリーでございますけれども、こちらに、2番としまして特別養護老人ホーム等、特別養護老人ホーム・グループホーム（民営施設）ということで、施設再編の対象とするということで明記をしております。それから9番の庁舎等のところに本庁舎を組み入れてございます。同じく本庁舎等の一番下のところにあんさんぶる荻窪を加えてございます。

次に、9ページをごらんください。「計画の位置付けと進め方」でございますけれども、真ん中の四角で囲んだところでございますが、こちらは本計画の策定のいかにかわらず、耐震性等に課題のある施設や、ニーズに応じて迅速な対応が必要な施設ということで、これに関しましては、平成26年度の当初予算に必要な経費を計上し、早期に着手するということが示しております。大きく分けまして から まで、耐震性等に課題があるもの、保育・高齢者施設ニーズへの対応、利便性の向上と施設配置の適正化、こうした施設に関連する施設ということで記載をしております。

この該当する取り組みにつきましては、後の第一次実施プランの実施スケジュールの欄、具体的な取組のところに星印をつけて明記をしております。

それでは、実施プランの13ページをごらんください。「基本的な考え方」のところの、下から6行目に、「国・東京都との連携による公有地の活用を図ります。」という文言を入れてございます。

それから、第一次実施プランの取り組みによりまして、その果実として財政効果が期待される額としまして、今後30年間の推計額、約140億円を区民福祉の向上を図るために有効に活用するということが、推計額を入れてございます。

2番の「国との連携による新たな取組」ということで、こちらは、さきに部長からも申し上げましたけれども、荻窪税務署等用地とあんさんぶる荻窪の財産交換を前提にした今後の国との具体化に向けた協議ということで記載をしております。

まず、国にとってのメリットでございますけれども、国があんさんぶる荻窪を活用し

て施設の移転を行いますと、より駅に至近な立地となりますので、区民サービスの向上につながるということ、それから既存施設の改修で整備できますので、経費の縮減を図ることができるということが挙げられます。

また、区にとりましても、この用地を一体的に活用することができますと、相当数の定員を確保できる大規模な特別養護老人ホームの整備が可能となります。規模が大きいというそのスケールメリットを生かしまして、在宅介護を支援するショートステイの充実を図るとともに、在宅療養が困難となった場合でも医療的ケアへの対応が可能な体制を強化するなど、地域包括ケアのバックアップ機能を果たす特色ある施設整備を行うことができると考えてございます。

それからさらに、現在のあんさんぶる荻窪内の福祉事務所及び就労支援センター等の関連する施設機能を移転しまして、十分なスペースを確保することにより、生活相談や若者の就労支援など、サービスの総合的な提供と機能強化を図ることができると考えております。

このように地域福祉の向上に資するさまざまな活用策が可能となることから、近隣の旧若杉小学校の有効活用も含めまして、地域のまちづくりへの寄与にもつながるということと考えてございます。

それから、再編整備の方向性と具体的な取組としまして、まず、保育園・子供園でございますけれども、16ページ、17ページをごらんください。実施スケジュールを具体的に加えてございますけれども、まず保育需要に応じた施設の整備ということで、遊び場79番、それから現大宮前体育館跡地の活用、こちらは新規定員約150人としております。

それから国有地等を活用した老朽施設の改築ということで、成田東以下、ごらんのとおり整備を予定してございます。この計画によりまして、トータルで370名の保育定員の増を見込んでいるところでございます。

特別養護老人ホーム等でございますけれども、19ページに具体的な取組として記載をさせていただいております。

まず旧永福南小学校の既存校舎について、特別養護老人ホームへの転用を図ります。それから現大宮前体育館廃止後の跡地を活用して、認知症高齢者グループホーム等を整備いたします。そのほか、4つ目の のところでございますけれども、現荻窪税務署用地及び隣接する国家公務員宿舎跡地とあんさんぶる荻窪との交換についての協議を述べております。

20ページに、こうした取り組みの具体的なスケジュールということで、各項目を起こしてございます。

次に、学校施設でございますが、22ページ、23ページをごらんください。具体的な取組としまして、杉並第一小学校の複合化についてでございますけれども、地域のまちづくりの動向等も踏まえて着手をするということと、複合化に当たりましては、小学校と他の複合施設になる施設との出入り口等の動線の分離等を行いまして、学校の教育環境の確保を図っていくということを明記してございます。

2つ目の学童クラブでございますけれども、小学校内で実施することとしますが、地域団体との協働による運営も視野に、モデルとなる取り組みを推進することとしております。

次に、旧若杉小学校につきまして、病児保育や障害児の療育を含めた子育て支援等も視野に入れ、本格活用について検討することを明記しております。

それから、実施スケジュールの欄をごらんください。こちらのほうが杉並第一小学校の改築の関係のスケジュール、学童クラブの小学校内での実施は、この実施プランの期間に新泉・和泉、高井戸第三小、杉並第二小学校で実施をするということで計画をしております。

放課後等居場所事業につきましても、記載のとおりモデル実施を進めていく考えでございます。

それから旧永福南小学校の活用について、特別養護老人ホームへの転用のスケジュールは記載のとおりでございます。

次に、児童館・学童クラブ、25ページをごらんください。課題と再編整備の方向性として、現在の児童館の施設で零歳から18歳までの児童を対象とした全ての機能、サービスを実施することにはスペースの課題があるということを明記してございます。

次に、26ページ、27ページをごらんください。具体的な取組としまして、学童クラブでございますけれども、前回中間のまとめでは学童専用館という表記を使っておりましたけれども、こちらがわかりにくいというようなご指摘もいただきましたので、一部の児童館の学童クラブの受け入れ数を拡大するということで、児童館という言葉で統一をさせていただいております。

それから、ゆうキッズにつきまして、実施箇所数ですとか実施時間、プログラム内容の拡充を図ることとしまして、それまでの間、展開するまでの間、小学校等に行くまでは現在の児童館で事業を継続するという一方で、児童館での事業の継続を一定期間続けていくということを明記しております。

それから中高校生の放課後等居場所事業につきましては、中・高校生の新たな居場所づくり懇談会を続けてきておりまして、こちらで基本的な考え方を打ち出しております

ので、今後これに基づきまして具体化を進めるということとしております。26ページの下のほうに「中・高校生の新たな居場所づくりに関する基本的な考え方」ということも加えてございます。

具体的な取組の一番下でございますけれども、「下高井戸児童館については、ゆうゆう下高井戸館を移転し、地域コミュニティ施設のモデルとなる取組を進めます。」ということで、今回新たに打ち出しております。

27ページをごらんください。仮称子どもセンターの設置ということでございますけれども、児童館施設の活用をした子どもセンターということで、和泉と成田西ということでスケジュールに記載をしております。

それから、ゆうゆう館でございますけれども、29ページをごらんください。具体的な取組でございますけれども、保育園併設のゆうゆう館については、保育需要に応えるため、改築の際には代替施設を確保した上で保育園に転用ということでございます。

「第二次実施プランでの具体化に向けて、ゆうゆう館を幅広い高齢者が利用でき、かつ多世代が集うことのできる地域コミュニティ施設への転用を検討します。」それから「移転先の代替施設でゆうゆう館事業の運営を継続しながら、地域コミュニティ施設のモデルとなる取組を進めます。」という記載にしまして、一定の時間をかけて検討するという工程を明らかにしております。

30ページをごらんください。こちらはゆうゆう館の移転に関するスケジュールで、ゆうゆう馬橋館から天沼館、阿佐谷館、下高井戸館のスケジュールをお示ししております。

さざんかねっと予約システムの導入としまして、26年度ということで記載をさせていただいております。

次に、集会施設をごらんください。32ページでございますけれども、課題と再編整備の方向性といたしまして、新たに設置をする地域コミュニティ施設は、地域団体等による世代間交流事業を推進することを視野に、転用する施設の規模等に応じて整備をするという文を加えてございます。

下の具体的な取組でございますけれども、区民事務所会議室につきまして、今後も保育の待機児童対策や必要な行政需要に活用するほか、併設施設の利用状況等を踏まえながら、町会や青少年育成委員会等の地域団体の活動が実施できる代替施設を確保し、段階的に廃止を検討、実施するということを記載しております。

実施スケジュールについては、33ページに記載のとおりでございます。

次に、文化・教育施設等でございますけれども、36ページ、37ページをごらんください。図書館につきまして若干記載を改めておりまして、高円寺地域における図書館につ

いては、図書館のあり方を検討するということで記載を改めてございます。

それに伴いまして、高円寺駅前事務所の廃止に伴う高円寺駅前図書サービスコーナーについては、高円寺地域の図書館のあり方とあわせて検討することとし、当面サービスを継続するということが記載をしております。

スケジュールについては、37ページをらんください。

それから体育施設、39ページをらんください。課題と再編整備の方向性のところでございますけれども、区民の健康増進やスポーツ振興を図るため、再編整備によって生み出された施設や用地の活用の可能性を検討するほか、東京五輪開催決定を踏まえ、運動施設の充実について東京都への要望を検討するという記載を加えてございます。

それから具体的な取組のところ、最後の のところですが、区民の健康増進やスポーツ振興を図る観点から、再編整備によって生み出された施設や用地の活用の可能性を検討するということが加えてございます。

それから、実施スケジュールの一番下のところに同じく「スポーツ振興等の観点から再編後の施設や用地活用の可能性を検討」ということが加えてございます。

次に、41ページ、42ページをらんください。41ページですが、課題と再編整備の方向性の、施設が一番下のところにあんさんぶる荻窪を加えてございます。こちらに、特色ある特別養護老人ホームの整備を核とした地域福祉の向上を図るため、荻窪税務署等用地を対象に国との財産交換の協議を行うという記載を入れてございます。また、国との協議の動向等を踏まえ、あんさんぶる荻窪内の施設の移転について、具体的な検討を進めることとしております。

42ページ、同じく一番下のところですが、早期に国との協議をまとめまして、特色ある特別養護老人ホームの整備を核とした施設整備計画の具体化を図ることとしております。また、あんさんぶる荻窪内にある施設のうち、児童館の事業については、小学校や別途整備する仮称子どもセンター等で継承するということとします。その他の施設につきましては、平成26年度によそへ移転します環境情報館を除きまして、荻窪税務署等用地に機能を拡充して移転することを基本として検討してまいります。

スケジュールについては、43ページから45ページに記載のとおりでございます。

そのほか、新たに加わりましたところでございますけれども、資料編の58ページをらんください。こちらは目次ですが、区立施設の現状と維持ということで、更新経費等の推計、今後の人口動態推計と財政予測、施設の利用状況の変化ということで、資料編を加えております。

まず59ページでございますけれども、こちらは主な区立施設の一覧ということで、保

育園から自転車駐車場ということで、設置基準ですとか施設の数、延べ床面積等を記載してございます。

60ページ、61ページでございますけれども、建築後50年を迎える施設、それから今後30年間の改築改修経費の推計、改築改修経費の施設別内訳、施設再編整備による今後30年間の財政効果の試算ということで、こちらは第一次実施プランの実施とそれ以降の施設の廃止等を進めていくことで、30年間に全体の延べ床面積を10%仮に削減したと仮定をした場合でございますけれども、約900億円の財政効果があるという試算をお示ししているところでございます。

63ページでございますけれども、財政収支の傾向分析ということで記載をしてございます。

64ページ、65ページでございますけれども、施設の利用状況の変化ということで、ゆうゆう館、児童館、集会施設の利用率の推移、最後は就学前人口と保育需要及び保育定員の推移ということでお示しをしております。

最後に、今後のスケジュールでございますけれども、別紙をごらんください。策定スケジュールについてということでございますが、今後の予定といたしまして、11月21日木曜日、「広報すぎなみ」特集号の発行を予定しております。23日から12月4日にかけて、延べ5回、地域の説明会を予定しております。1回目が区役所本庁舎、2回目が井草地域区民センター、3回目がセシオン杉並、4回目が高井戸地域区民センター、5回目が旧若杉小学校の会議室ということで、本庁舎は日中2時からということでございますが、地域の区民センター等は夜間の7時から予定をしております。

そのほか12月12日、行政経営懇談会、15日が区民意見交換会。これを受けまして、12月下旬から区民等の意見提出手続の準備にかかりまして、年明けの1月上旬に区立施設再編整備計画案の策定、一連の説明会や懇談会、意見交換会等の中でいただいたご意見等も踏まえまして、最終的な修正を加えた上で計画案として策定をしたいと考えてございます。

その案ができました後に、区民等の意見提出手続を実施いたしまして、2月に結果の公表、3月に、年度末までの目標でございますけれども、計画の策定ということで考えているところでございます。

私からは以上でございます。

財政課長 私からは、使用料等の見直し（素案）の修正内容につきましてご説明申し上げます。

まず、本日席上配付させていただいたA4縦1枚刷りの「使用料等の見直し（素案）」

の主な修正内容について」をごらんください。この資料にお示ししている内容が、前回お示した素案から変更、修正したものの項目を整理したものでございます。この変更、修正内容を中心にして、素案本文を使いましてご説明申し上げます。

それでは、素案の本文をお開きいただきたいと思います。まず1ページ、目次のところでございますが、こちらでまず素案全体の概要について簡単に、ご確認含めてご説明申し上げます。

「はじめに」から始まりまして、
、使用料等の見直しについて、
、見直しの基本的な考え方、この部分がこれまでの経過と考え方を示した部分でございます。
が使用料の算定についてということで、算定の方法、原則的な考え方などを示してございます。

が施設使用料でございます。施設使用料の中の1で集会施設と体育施設について使用料の考え方を示してございます。2が学校開放施設の使用料についての説明でございます。

大きいところの
で、それ以降がその他の使用料等ということで、1番目に学童クラブ利用料、2つ目に有料制自転車駐車場使用料と放置自転車撤去手数料でございます。3番目に区施設駐車場の有料化でございます。4番目に、今回具体的な取り組みだとか見直し内容はないんですが、今後の考え方を示したということで、保育料を挙げてございます。5番目に目的外使用施設使用料でございます。最後に資料編という形の構成になってございます。基本的な構成は、前回お配りしたものと変わってございません。

それでは、具体的な修正点についてご説明してまいります。

最初に3ページをお開きください。1の「使用料算定の考え方」のところでございます。今回の改定に当たりまして、原則、踏襲しておりますのが使用料改定の基本方針、昭和60年策定のものでございます。従来これを一部抜粋して記載していたところ、区民の方にわかりやすく、かつ正確にお伝えするために、4項目全てを掲載したものでございます。従来は、この枠の中の1の部分だけしか掲載してなかったということですが、これを正確にお伝えするために4項目全てを掲載したということでございます。基本的に、昭和60年に定めた基本方針にのっとり今回も改定に臨んだということでございます。

次に、4ページでございます。「3 使用料の原価と算定経費」のページの下段のところの「(3) 人件費や減価償却費などの算定経費への算入について」ということでございます。この(3)については、新たに追加の記載をしたところでございます。

この部分につきましては、さきの定例区議会の決算特別委員会の質疑の中でも、使用料の算定に当たっての算入経費についてのご質問を幾つかいただいたところでございま

す。このため、算定の考え方をわかりやすく区民の方に今後お伝えするために、この項目を設けたという形でございます。

内容的には、4ページの下の方から記載してございますが、今回の見直しに当たっては、使用料を算定する経費として、上の表のとおり、直接的な人件費と維持管理費の経常的経費を対象にしているということ、それ以外の経費は対象から除いているということ。これは、昭和60年以降の見直しにおいて、この原価一部負担方式という考え方に基づいて改定は行ってきたということ。その一方で、間接的人件費や減価償却費などを算定経費に加えるべきという考え方もあるということ。

そこで、平成24年度決算における平成25年度の事業別行政コスト計算のデータをもとに試算をしてみたということでございます。試算をした結果、集会施設及び体育施設いずれも、今回の見直しによる算定金額に比べて2倍以上の金額になった。こうした金額につきましては、適正な受益者負担の原則から見ても、利用者への負担が非常に大きく、過重になるというふうに考えているということ。さらに、公の施設の使用料の算定方法として施設に係る全ての経費を受益者負担とすることは、かえって公平性を欠くことになりかねないということ。こうしたことから、引き続き間接的人件費と減価償却費などは算定に加えていないんだというご説明を申し上げたということでございます。

このシミュレーションの詳細については、後ほどご説明しますが、32ページのところにさらにわかりやすく記しているものでございます。

次は、10ページをお開きいただきたいと存じます。中段のところでございますが、「(5) 使用時間区分について ア 集会施設」の部分でございます。こちらにつきましては、集会施設の使用時間区分でございますが、利用機会の拡大や利用者負担の軽減を図る観点から、現行の午後1時から5時までの時間帯を午後1時から3時までと午後4時から6時までの2つに分け、1日の時間区分を現行の3区分から4区分に細分化して改めたというものでございます。

なお、それぞれの時間区分の間の時間につきましては、これまでと同様、延長利用できるという形でございますので、さらに使いやすくなったというふうに考えているところでございます。

次が隣の11ページでございます。(6)の「改定使用料の段階的措置」でございます。集会施設及び体育施設につきましては、一般料金と登録団体に適用する料金については、使用料の改定と団体利用の減額制度の廃止という2つあったということで、利用者の負担の急激な増加を軽減する必要があるという判断をしたところでございます。これは当然、前回の議会の中で各議員の方からご指摘いただいたということとともに、会派の要

望もいただいていたということの中での考え方の変更でございます。

1つ目は、改定の使用料が現行使用料より引き上がるものにつきましては、第1期、第2期、第3期に分けて、引き上げ額がおおむね均等になるように引き上げるということ。2つ目は、改定後の使用料が現行使用料より引き下げになるもの、これも相当数ございます。これにつきましては、当然、第1期から引き下げることとさせていただきます。

その第1期、第2期、第3期でございますが、第1期が平成27年1月1日から28年3月31日まで、第2期が28年4月1日から29年3月31日まで、第3期が29年4月1日以降ということで、改定使用料の算定した数値のものが直接適用になるのが第3期以降という形になるというところでございます。

次は12ページをお開きください。使用料の、具体的に3段階に分かれたというところをご説明申し上げます。12ページのところに集会施設の使用料の算出例、荻窪地域区民センター第1集会室がございます。こちらの金額ですが、改定の料金が3,100円という形でございます。一般が現行2,500円、登録団体が1,250円。これを第1期、第2期、第3期で引き上げるという形で、ごらんのような形になっていくというものでございます。

次が、右のほうは久我山会館のホールについて記したものの、13ページ以降に体育施設についても記載してございますので、ごらんいただきたいと存じます。

次は、16ページをお開きいただきたいと存じます。こちらは使用料改定の施行日でございます。集会施設、体育施設の使用料の改定についてでございますが、平成27年1月1日施行の理由についての記載を追加したものでございます。公共施設予約システムさんかねっとの更新と合わせたという説明を加えたということとでございます。

次が19ページをお開きください。こちらは、学校開放施設使用料の項目の中の使用時間区分についてでございます。こちらもさきの議会でご指摘を受けた部分でございます。学校開放施設につきまして、利用実態に即した使用時間区分にするため、現在1回5時間以内のものを1時間という形に改めた。前回の素案では3時間以内になっていたというものでございます。

次が22ページをお開きください。こちらは学童クラブ利用料の使用料改定の施行日でございます。前回の案では27年1月1日としていたものでございますが、国の子ども・子育て支援制度の本格施行が平成27年4月1日を予定されておりますので、それに合わせたという形でございます。

次が29ページをお開きください。有料化の実施時期の変更でございますが、こちらは区施設駐車場の有料化の項目の中でございます。区施設の有料化につきましては、4施設新たに有料化を実施していく考えでございますが、いずれも、28ページの下段に書い

てありますが、運営形態が建物管理委託だったり指定管理者だったりするということで、事業者側との調整が必要になってくるということでございます。事業者側との契約、また協定が年度単位になっているということで、年度単位という形で27年4月1日に変更させていただいたものでございます。

次に、32ページをお開きください。先ほど申し上げました施設の維持管理経費に全ての人件費と減価償却費を加えた場合の使用料はどうなるのかという形で、こちらに詳細を記載しているものでございます。

次は35ページでございます。こちら以降は、資料編として集会施設の使用料一覧ほか体育施設、その他施設の個別の料金体系が記されているものでございます。左側の欄に現行、右側の欄に改定という形で、改定の部分については、第1期、第2期、第3期という形で記されているものでございます。

変更内容等、加筆した部分についてのご説明は以上でございます。

最後に、スケジュールについて若干ご説明申し上げます。スケジュールの表を見ていただきたいと存じます。

先ほど施設再編のほうからご説明申し上げましたが、12月15日の区民意見交換会まで是一緒でございます。それ以降、使用料につきましては、1月上旬に区として内容を固めて、26年の第1回定例区議会に関係条例の改正案を提出させていただきたい、このように考えているところでございます。

私からは以上でございます。

議長 以上で施設再編整備計画及び使用料等の見直しについての説明を終わります。

なお、ただいまの説明に対し質問等がある場合は、政策経営部長及び施設再編・整備担当部長が個別に対応するとのことでございますので、各部長までお願いしたいと思います。

以上で本日の全員協議会を閉会いたします。

(午前11時45分 閉会)